

入学のしおり

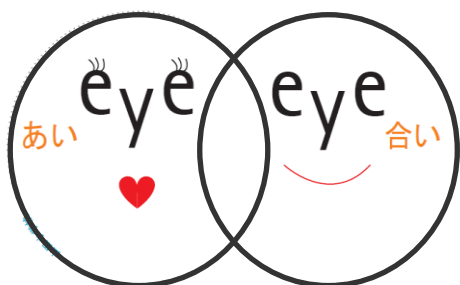
創立 144 年の山田小へ
ようこそ



▲トウカエデ(通称:ゆりの木)

入学説明会

令和6年2月8日(木) 午前10時 山田小学校 図工室



枚方市立山田小学校
枚方市甲斐田町1番27号
TEL(050-7102-9032)
(070-2299-4169)
FAX(072-847-5131)

目次

学校教育目標	2
校歌	3
1. 学校の概要	
(1) 学校所在地・電話番号	4
(2) 創立	4
(3) 児童数	4
(4) 日課表	4
(5) 1年生の週時間割	4
(6) 休業日(夏休み・冬休み・春休み)について	4
(7) 校区図	5
(8) 校舎配置	6
(9) 教室配置	6
2. 学校生活について	
入学前のことについて	
(1) 入学までの準備について	7
(2) 入学式当日ことについて	7
(3) 学用品・所持品について(入学式までにそろえておくもの)	8
入学後のことについて	
(1) 学校生活でお願いしたいこと	10
(2) 学校での保健関係について	12
1. 健康管理個人票	12
2. 災害給付制度について	12
3. 感染症について	13
4. 病院受診について	13
5. 保健室では	13
6. 基本的な生活習慣を身につけさせてください	13
・日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について	14
・枚方市学校園安全共済会災害共済給付制度について	17
・出席停止となる学校感染症と出席停止期間	20
3. 学校での費用について	
(1) 学校諸費の納入方法について	21
1. 費目及び振替日	
2. 手続き	
(2) 就学援助制度について	22
非常変災時における措置について	23
山田小学校のきまり	25

学校教育目標

思いやりのある児童

最後までやりぬく児童

自主的に行動できる児童

枚方市立山田小学校校歌

櫻井茄園 作詞
徳田正彦 作曲

莊重に、しかし遅くなく

1 み すど り あ - ま た む わあ - そ ふ
2 え - い こ せ ん ね ん か たの が は ら
3 く たら の た - み も う つり - き て

や - ま た お おい け ひ は は れ て
ゆ いしよ は おこ - け に ひ う も れ ど も
の - こ す ぶ んか の あ とし げ く

み - の り ゆ た け き わ が さ と - の
ふ - き を ほ - こ き る わ が さ と - の
あ ら た に す - す む わ が さ と - の

ま なび の に わ に へ い わり あ り
ま なび の に わ に ひ の か り あ り
ま なび の に わ に の そ み あ り

校 歌

- 一、水鳥あまた
山田大池
みのり豊けき
わが郷の
平和あり
交野ヶ原
- 二、ゆいしよは
古きを誇る
わが郷の
こけにうもれども
- 三、百済のたみも
残す文化の
新にすすむ
学びのにわに
- むれ遊ぶ
陽は映えて
わが郷の
望みあり

1. 学校の概要

(1) 学校所在地・電話番号

住所：大阪府枚方市甲斐田町1番27号

TEL：050-7102-9032 (学校携帯)070-2299-4169 080-4171-7176

FAX：072-847-5131

(2) 創立

1879年(明治12年)11月22日 交野郡田口村に創立

(3) 児童数

令和6年1月1日現在						
1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
28人	31人	40人	25人	27人	36人	189人

(4) 日課表

	(月・火・木・金)	(水)のみ
朝の学習	8:30 ~ 8:40	8:30 ~ 8:40
1時限	8:40 ~ 9:25	8:40 ~ 9:25
2時限	9:30 ~ 10:15	9:30 ~ 10:15
中休み	10:15 ~ 10:30	10:15 ~ 10:35
3時限	10:30 ~ 11:15	10:35 ~ 11:20
4時限	11:20 ~ 12:05	11:25 ~ 12:10
給食	12:05 ~ 12:50	12:10 ~ 12:55
昼休み	12:50 ~ 13:10	12:55 ~ 13:15
清掃	13:10 ~ 13:25	(なし)
5時限	13:30 ~ 14:15	13:15 ~ 14:00
6時限	14:20 ~ 15:05	14:05 ~ 14:50
終わりの会	15:05 ~ 15:15	14:50 ~ 15:00

(5) 1年生の週時間割(参考)

※毎日5時間授業の時間割です。

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	生活	国語	国語
2	生活	図書	国語	体育	算数
3	算数	道徳	図工	算数	体育
4	音楽	算数	図工	国語	国語
5	国語	体育	学活	生活	音楽
6					

(6) 休業日(夏休み・冬休み・春休み)について

※日曜日及び土曜日、祝日などの関係により前後することがあります。

令和5年度

・夏季休業日 7月21日 から 8月24日 まで

・冬季休業日 12月25日 から 1月 5日 まで

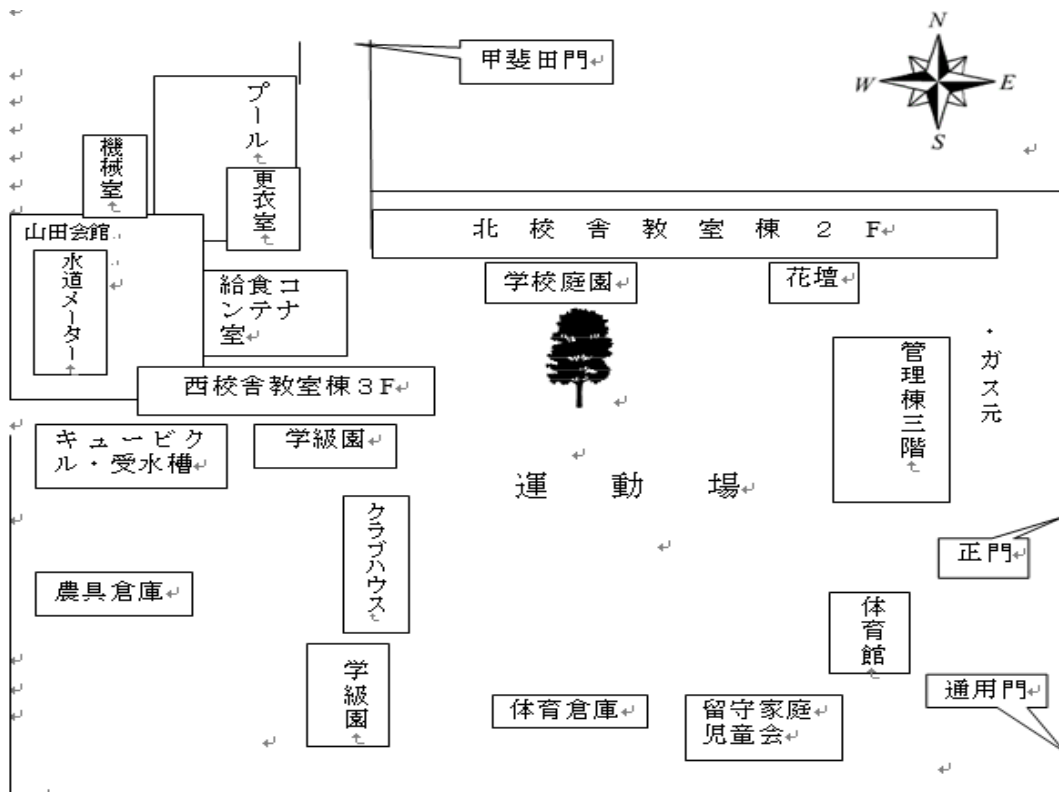
・春季休業日 3月25日 から 4月 5日 まで

・創立記念日 11月22日

(7) 校区図



(8) 校舎配置



(9) 教室配置



ご入学おめでとうございます。お子さまが少しでも早く学校生活になじめるように、ご家庭でも 次のようなことにご留意ください。よろしくお願いいたします。

2. 学校生活について

●入学前のことについて

(1) 入学までの準備について

- ① 学校生活にぜひ期待を持たせてください。
ア.「小学校は、たくさんの友達や先生のいる楽しいところです。」
イ.「小学校は、みんなで助け合い楽しく勉強したり運動したりするところです。」
- ② 規則正しい生活習慣を身に付けさせてください。
「早寝・早起き・朝ご飯」「洗顔」「歯磨き」「トイレに行く(朝に排便も)」等
- ③ 挨拶が、きちんとできるようにさせてください。
名前を呼ばれたら「はい」と返事ができるように。
「おはようございます」「ありがとう」「ごめんなさい」「さようなら」等
- ④ 自分の名前・地区名がはっきり言えるようにしてください。また、自分の名前を平仮名で読めるようにしてください。
- ⑤ 交通のきまりや社会生活の注意などを1年生なりにしつけておいてください。
◆1.右側通行 2.正しい横断 3.路上遊びの危険、
4.自転車の乗り方 5.知らない人について行かないこと等
- ⑥ 衣服(エプロン)の着脱、片付けが自分でできるようにしてください。
- ⑦ **給食は4月15日(月)からです。**好き嫌いなく、食べることができるようにしておいてください。食べる時間は25分程です。
- ⑧ 就学前の検診で見つかった病気は、できるだけ早く治療しておいてください。

※わからないことがあれば学校に相談してください。

(2) 入学式当日のことについて※改めてご案内しません。保護者同伴でご出席ください。

- ①日時:4月4日(木)午前10時 場所:体育館
受付:9時30分~9時45分迄 必ず時間内に受付をお済ませください。
受付場所:北校舎教室棟・集中下足前
持ち物:上ぐつ・上ぐつ入れ・手さげかばん(教科書を持ち帰る用)
※保護者の方も、スリッパ等と脱いだくつを入れる袋を持参ください。
- ②名簿は、当日入学式のしおりを配布いたします。
名札は、児童玄関周辺でお渡しします。
- ③当日欠席のときは、必ず学校へお知らせください。
TELL 050-7102-9032 (学校携帯)070-2299-4169
FAX 072-847-5131
- ④座席数の都合上、入学式に在校生のきょうだいは入場できません。ご理解ください。

(3) 学用品・所持品について(入学式までにそろえておくもの)

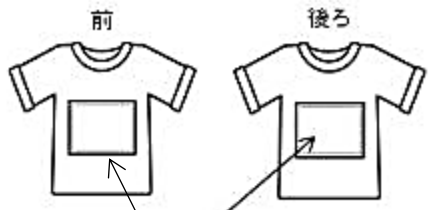
- ①ふで箱(箱型のもの) 【中身】鉛筆(2B・4本)・赤鉛筆(1本)・白い消しゴム(1個)
- ②下じき ③はさみ ③色鉛筆(12色) ④セロハンテープ
- ⑤ねん土板 ⑥鍵盤ハーモニカの吹き口入れ用の袋(2学期 家にあるものでいいです)
- ⑦上ぐつ・上ぐつ袋 ⑧体育館シューズ・シューズ袋 ⑨体操服・赤白帽・体操服袋
- ⑨給食エプロン・帽子・マスク・エプロン袋 ⑩ナフキン・ビニール袋・ナフキン袋
- ⑫手さげかばん(持ち手が短いもの) ⑬防災頭巾(背もたれにもなるものがよい)
- ⑭水筒

1. 上記以外の学用品については学校で購入します。
2. 持ち物には、全て、ひらがなで名前を記入してください。
3. 華美な学用品は、持たせないでください。
4. ビニール袋は汚れたナフキンを入れたりします。
5. 学校にはいらないものはもってこないようにお願いします。
(シャープペンシル・ロケット鉛筆・おもちゃ・おかし・キーホルダー等)
6. 鍵盤ハーモニカをお持ちの方は、家で保管しておいてください。
7. 防災頭巾をご購入する際は、椅子の幅を考えて、31cm(縦)×37cm(横)ぐらいのものをお買い求めください。
8. 通学かばんについて
通学かばんについては、市としても特定のを指定しておりません。
ランドセル、リュックサック等、各ご家庭において、選択してご準備してください。
※次の点を参考に、お子様やご家庭にとって最適な通学かばんを選択し、ご準備ください。
 - ・両手がふさがらず、安全確保ができる。
 - ・教科書・文房具・タブレット等のPC端末など、学校で必要となるものが入る。

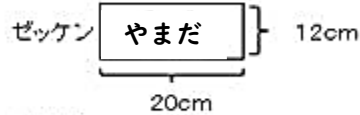
メモ用紙

体操服

① 上(男女とも丸首半袖シャツ)



*油性の黒マジックで書いて縫いつける



② 下(男女ともクォーターパンツ)

* 紺色 名前を書く



③ 赤白帽



*ゴムひもをつける
名前を書く

④ 体操服(①②③を入れる)



*ひもは2本通して両方から引っぱってしめられるようにしておく
(ひもが長すぎると引きずるので危険)

⑤ 上靴



* 靴の前とかかどに名前を書く
* 上靴・体育館シューズは白地で、キャラクター等の模様のないものを用意して下さい

⑥ 体育館シューズ



* ⑥と書く

⑦ シューズ袋(2つ)
(⑤⑥をそれぞれ入れる)

シューズ袋



給食

① エプロン袋(エプロン・帽子・マスクを入れる)

エプロン袋



② ナフキン袋(ナフキン・ビニールを入れる)

ナフキン袋



音楽用

*鍵盤ハーモニカの吹き口用もナフキン袋と同じようなものを用意して下さい。



防災ずきん

*各自で購入ください。
*背もたれになるものがよい。
*椅子の幅を考えて、縦31cm×横37cmぐらいのものをお買い求めください。



●入学後のことについて

(1) 学校生活でお願いしたいこと

- ① 入学当初は、心身ともに疲れやすいので、お子さまの健康には特に注意してください。朝ごはんをきちんと食べて登校させてください。
- ② 朝は、集団登校をしています。集合場所・時刻は、集団登校の班長がお知らせに行きます。(校門に入るのは、8時10分以後になっています。)
- ③ 欠席・遅刻・早退などの連絡は、令和5年4月より電子送信となりました。携帯電話等保護者がお持ちの機器から送信ができます。(詳細プリントを4月に配布します)
- ④ 伝染性の病気には特に気をつけ、医師の許可があるまでは、登校させないでください。(診断書は、不要ですが、保護者の方に書いていただく治癒届けが要ります。)
- ⑤ 宿題・明日の持ち物等をお家の人と一緒に確認し、忘れ物をしないように注意してください。
- ⑥ 学習に使わないものや集金しないお金は持たせないでください。
- ⑦ 学校は学習の場です。服装は、自分で脱ぎ気ができる動きやすい服・運動しやすい靴で登校させてください。華美な服装は控えてください。また、髪を染めることやパーマをあてることは、成長期の身体にはよくありませんので学校では認めていません。
- ⑧ 下校時には、学校で決められた通学路を通り、寄り道をしないで家に帰ることや、知らない人に声をかけられても絶対について行かないことを、しっかり言い聞かせておいてください。不審者にあった際は、すぐに警察へ連絡してください。
- ⑨ 学校からのお便り等は、十分に読んでください。(学期当初はたくさんのお知らせ、締め切りのある提出物があります。)
- ⑩ 学期ごとに、授業参観や学級懇談会を実施します。その時には、お子さまの学習の様子をご覧になったり、担任や他の保護者の方との交流を深めたりする機会にしてください。
- ⑪ 学校からの連絡手段として「ミルメール」があります。必ずご加入ください。
- ⑫ 学校のことではわからない点は、担任または、教頭にお尋ねください。
- ⑬ 就学時検診で治療のすすめがあった場合は、受診して治療しておいてください。

始業式は、4月8日(月)です。

※集団登校で登校します。

給食は、4月15日(月)からです。

※好き嫌いなく、25分ぐらいで食べられるようにしておいてください。

⑭ 児童の安全確保について

1. 校門安全監視

- ・授業日の午前 8 時 30 分より 12 時 30 分まで、登録をいただいている保護者の方に、安全監視ボランティアとしてお世話になっています。ぜひご協力ください。
- ・午後 2 時～4 時までは、枚方市の監視員が監視業務を行っています。
- ・学校行事（運動会、オープンスクール、儀式的行事）に応じて、PTA 役員さんを中心に、保護者のみなさんに正門前監視活動をおこなっていただいています。

2. 通学路の安全監視

- ・朝の登校指導・交通安全立ち番について、PTA 活動の一環として、すべての保護者のみなさんのご協力をいただき、各ポイントで安全指導をいただいています。
子ども達にも、その方々へ挨拶するようお願いください。
- ・下校時の安全見守りについて、地域・保護者のみなさんに各ポイントで見守っていただいています。子ども達の朝の挨拶が当番の方への気持ちのよいお礼となります。

3. 心の教室について

- ・保護者、児童が気軽に相談できるように、心の教室相談員が指定日に学校へ来ています。相談を希望される場合は、担任または学校へ連絡していただきますようお願いいたします。
【今年度の開室日】 水曜日 10:00～14:00

4. 大阪府子ども家庭センター、枚方市子どもの育ち見守りセンター等との連携について

- ・学校は、日頃から、お子さまの様子や体調、怪我、その対処方法等について保護者と確認させていただきますのでご協力お願いいたします
- ・また、お子様に傷やあざがあった場合（特に首から上）には、学校には法律に基づいて通告する義務がありますので、ご理解ください。
通告先として、大阪府子ども家庭センター、枚方市子どもの育ち見守りセンター等があります。

5. 家庭での体罰禁止について

- ・我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在したことで、しつけの名のもとに行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- ・こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されています。
- ・この法改正による体罰禁止は、保護者が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を支配するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環です。

⑮ 地域との繋がりについて

1. 校区コミュニティ会長、各自治会長へ児童の名前、住所をお渡し致します。

(2) 学校での保健関係について

- ① 学校生活を楽しく充実したものにするには、一人一人が健康であることが基本です。そのため学校では、健康診断(4月～6月に実施)をはじめ、各学期に身体測定、視聴覚検査、臨時の検査等を行いお子さまの健康状態の把握に努めています。健康診断後、「医療機関への受診のお願い」のお手紙が届きましたら治療等をお願いします。
- ② 問診表の記入をお願いしています。
- ③ 健康の記録として、毎年のお子様の成長を記録していきます。
- ④ お子さまの健康面で連絡しておきたいこと、相談等ありましたらお気軽に保健室までお越しください。
- ⑤ 就学時検診で治療のすすめがあった場合は、受診して治療しておいてください。

1. 健康管理個人票(入学式に配布)

お子様の健康管理の基礎資料、緊急家庭連絡、病院受診時に使用する大切なものです。

- ① 6年間使用します。
- ② 連絡の順番を電話番号の前に赤字で①、②と記入してください。
- ③ かかりつけの病院が特にない場合には、近くの病院や校医さんを受診します。
- ④ 年度途中で勤務先、電話番号の変更がありましたら、必ず担任までお知らせください。
- ⑤ お子さまが学校でケガをされた場合に、先に病院にお連れする場合があります。
その際、病院の医師が、保護者に病院に来ていただくよう指示される場合がよくあります。ご家族のどなたかに必ず連絡がつくようにしておいてください。

2. 災害給付制度について

(1) 日本スポーツ振興センター

- ① 学校管理下で起きたお子さまの災害について医療費や見舞金が受けられます。
(ただし、病院窓口で支払う額の1500円以上が対象です。)
- ② 子ども医療・ひとり親医療などの医療費助成制度を使用された場合には、窓口で支払われた額をお知らせください。
- ③ 学校管理下のけがでご家庭から病院を受診された場合は、担任までお知らせください。

(2) 枚方市学校安全共済会

学校管理下で起きたお子さまの災害などについて、上記の扱いで給付されない部分の補填や、歯冠補綴を行った場合などに見舞金が支給されます。

3. 感染症について

- ① 感染症の疑いがあるときには必ず医師の診断を受けるとともに、学校に連絡してください。出席停止扱いとなります。
- ② 医師の許可をもらってから登校させてください。
(保護者記入の治癒届を提出してください。)

4. 病院受診について(けがの場合)

- ① できるだけ病院に来ていただけるとお子さまは安心します。
- ② すみやかに病院、薬局に保険証の提示と精算をお願いします。
- ③ お子さまが学校でケガをされた場合に、先に病院にお連れする場合があります。その際、病院の医師が、保護者に病院に来ていただくよう指示される場合がよくあります。ご家族のどなたかに必ず連絡がつくようにしておいてください。

5. 保健室では

けがや病気については、応急処置はいたしますが治療行為はできません。

- ① 帰宅後や家庭でのけがの手当ては家庭でお願いします。
- ② 保健室では内服薬は使用していません。
- ③ 早退の場合は保護者または、それらに代わる人に迎えにきてもらいます。
高学年であっても安全面から一人では早退させていません。

6. 基本的な生活習慣を身につけさせてください。

- ① 早寝、早起き、朝ご飯の習慣
- ② 朝、排便できる習慣
- ③ テレビ視聴、ゲーム、SNS等の時間のルールを守る習慣

令和6年度（2024年度）独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

枚方市教育委員会

平素は、枚方市教育施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

枚方市教育委員会では枚方市立小中学校（以下、「学校」といいます。）に在学児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入するかしないかを、別紙の同意書にご記入の上、令和 年 月 日までに学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和5年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。なお、次年度以降、災害共済給付制度の加入・未加入の切り替え希望の方は、新学年の4月中にお申し出ください。4月以外の年度途中には、新規加入または未加入への切り替えはできません。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 460円（枚方市負担額 475円）

※負担金額は年額です。

※5月1日現在において、生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する児童生徒分については市が全額負担します。

※年度途中で転入された方のうち、転入前の学校で加入済みの方は、転入年度の掛金は不要です。

*以下は、JSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 （その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学（園）中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 （学校の管理下において発生したもの） 突然死 運動などの行為と関連のない突然死 （学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円 [通学（園）中の場合 1,500万円] 死亡見舞金 1,500万円 [通学（園）中の場合も同額]

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

学校(園)で けがをした ときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



JSCから 給付金が支払われます!

学校(園)で、けがなどをして病院にかかった場合は、学校(園)を通じて、JSCへ請求してください。JSCで審査させていただきます。



- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

「医療等の状況」を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

学校(園)の管理下って？

1 授業中(保育中を含む)
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4 通常の経路及び方法による通学(園)中
例 登校(登園)中、下校(降園)中

5 その他
例 寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

医療費	学校(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上の負傷・疾病
障害	負傷や疾病が治った後に残った後遺症(その程度によって第1級から第14級まで区分)
死亡	学校(園)の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

令和4年度の災害共済給付の収支状況



これは概要をお知らせするチラシです。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、JSC ホームページをご覧ください。



保護者の皆さまへ

枚方市学校園安全共済会

枚方市学校園安全共済会からのご案内

平素より、枚方市学校園安全共済会にご理解ご協力を賜りありがとうございます。
枚方市学校園安全共済会は、保護者からの会費で運営されており、枚方市立の小・中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、必要な給付を行う受益者負担の互助共済制度です。

当共済会は、設立当初より「各学校園のPTA」を会員としておりましたので、PTA会員でなければ共済制度に基づく給付を受けることができませんでした。

しかし、令和5年度の事業年度より「市立学校園に在籍する園児・児童・生徒をもつ保護者が入会資格を有する組織」に改定されました。

つきましては、保護者の皆様全員に当共済会への入会ご希望の有無をお伺いさせていただきます。会則改定により、当共済会への入会を希望される方は各学校園を通して「入会届の提出」および「会費の納入」を行っていただくこととなります。

年間の会費は、園児1名につき100円、児童生徒1名につき250円です。会費納入の詳細については、各学校園を通して別途お知らせいたします。

なお、今回ご入会いただくと、当該学校園に在籍する間は自動継続となります。枚方市立の学校園に転出入する場合も会員資格は継続されます。退会は所定の退会届を提出いただくことにより可能ですが、一度退会されますと当該年度途中の再入会はできません。また、退会時の会費の返金はありません。

入会届の提出期限は令和6年 月 日必着です。

提出期限を厳守いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問合せ先：枚方市学校園安全共済会事務局（枚方市車塚1-1-1 輝きプラザ4階）

anzenkyousaikai-contact@yahoo.co.jp

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

令和6年4月の段階で内容が変更されている場合があります。改めてご確認ください。

枚方市学校園安全共済会は、会員である保護者からの会費で運営される受益者負担の互助共済組織です。枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で、会員に属する園児・児童・生徒が災害（負傷等）を被った場合に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で補償されない事案への対処を含む、必要な給付を行い、学校教育活動の円滑を図ることを目的としています。

『学校園管理下』の範囲は、授業（保育）時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

学校園管理下の災害であることが大前提ですので、給付金申請はすべて学校園を通して行っていただきます。『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。学校園が状況を確認していることが不可欠です。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生250円 幼稚園児100円】です。

**給付金の申請に必要な書類や給付条件については裏面をご覧ください
審査により不支給となる可能性があることをご了承ください**

【メガネの破損について】

- ※ 支給されるのは、授業を受けるのに支障がある破損と認められる場合です。
（軽微な破損の場合は不支給となる場合があります）
- ※ 破損した箇所の修理が原則です。修理ができない場合にのみ交換や買換えの申請が可能です。
申請の際には、交換・買換えに至った理由をご説明ください。
- ※ 本人単独での過失によってメガネが破損した場合は、支給されません。
 - 【支給例】 友達とぶつかってフレームが折れた
 - 【支給例】 友達が投げたボールが当たってメガネが落ちて壊れた
 - 【不支給例】 自分で転んでメガネのフレーム・レンズ共に破損した
- ※ メガネを身につけた状態での破損を補償するのが原則です。
 - 【支給例】 友達とぶつかって落としたメガネに気づかず、他の友達が踏んでしまった
 - 【不支給例】 メガネを外して机に置いていた。気づいたら壊れていた。
- ※ 申請の際はメガネの破損状況がはっきり分かる写真を添付していただきます。
写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校園による状況確認は必要です。

【特別初診料等について】

- ※ 200床以上の病院での初診にかかる選定療養費については支給対象外です。
- 【タクシーでの医療機関への搬送について】
- ※ 災害の当日、災害発生場所から最寄りの医療機関への教職員による往復搬送が原則です。
- ※ 保護者の都合で搬送する医療機関を指定される場合は保護者負担となります。

**給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください
すべての申請期限は、災害発生日より2年です。**

災害共済給付金一覧

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	ご用意いただく書類	
補 填 料	室料差額	本人並びに保護者の希望により 室料差額（特別療養環境室料） のある病室を利用する場合は 給付されません	実費 【一日あたり上限5,000円 ×日数】	【領収証】 （室料差額と入院日数が 分かるもの） 【口座振替依頼書】
	総医療費 5,000円未満	総医療費5,000円未満の治療費 ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る （整骨院の初診は不支給） ※ 医師の指示があれば接骨院や 整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度の 利用あり 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用なし 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 （原本） 【口座振替依頼書】
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金させていただきます。			
	メガネ	メガネをかけた状態で破損した場合 （ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 （修理・交換・購入の但書のある もの・コピー不可） 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 （ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 【治療用装具であることを証明 する書類】 【口座振替依頼書】
	特別初診料等	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 （中切歯から犬歯までの 上下12本の範囲内で2本以下）	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 （保険外治療の記載） 【医療等の状況】 （詳細は要問合せ） 【口座振替依頼書】	
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園にお問い合わせください。 インプラントは対象外です。				
移送料 （タクシー代金等）	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合で、事故の当日のみ 首から上のケガや歩けない等で学校園長が緊急性を認めた場合、 事故発生場所から最寄り医療機関までの教職員による往復搬送の 移送料（事案によっては給付対象外となる場合があります）			
医療貸付金	相当高額の医療費を 必要とする場合等	理事会または審査委員会の 審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 （登下校時は半額）	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です
口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。

● 出席停止となる学校感染症と出席停止期間 ●

種類	感染症名	出席停止期間
第1種 (発生は稀だが重大な感染症)	エボラ出血熱、痘そう、南米出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、 マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナ ウイルスによるものに限る)、鳥インフル エンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種 (飛沫感染し流行 拡大の恐れがある 感染症)	インフルエンザ (鳥インフルエンザ<H5N1>を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目とし)5日 を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3 日)を経過するまで 発症した日・解熱した日を 0日 とする
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、且つ、症状が軽 快した後、1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の 適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発 現した後5日を経過し、かつ、全身状態が 良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがない と認められるまで
第3種 (飛沫感染が主体 ではないが、放置 すれば流行拡大 の可能性のある感 染症)	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症(溶連菌感染症、ウイル ス性肝炎、流行性嘔吐下痢症 など)	病状により医師によって感染のおそれがない と 認められるまで

ご家庭で保存して参考になさってください

3. 学校での費用について

(1) 学校諸費の納入方法について

1. 費目及び振替日

① 費目と金額

- イ. 給食費 月額 3,800円
- ロ. 教材費 月、学年によって金額が異なります。
- ハ. その他
 - ・PTA会費(1家庭 250円/月)
 - ・日本スポーツ振興センター災害共済会費 460円
 - ・枚方市学校園安全共済会費 250円
 - ・視聴覚費等の臨時徴収分については、その都度連絡します。

- ② 毎月5日が振替日、15日が再振替日となります。(7・12・3月は5日の振替のみ)
(土・日曜日が振替日と重なった場合は、翌々日または、翌日になります。)

2. 手続き

- ① お近くの枚方信用金庫にて、保護者名義の口座の開設をお願いします。
- ② 既に、枚方信用金庫の預金口座をお持ちの方は、その通帳をご利用いただけます。
(在籍するご兄弟がいる場合も、今回入学のお子さまの振替手続きが必要です。)
- ③ 登録用紙の記入は、別封筒に同封の「学校諸費の引落とし手続きのご案内」をご覧ください。

※事務手続き上、2月末日までにお近くの枚方信用金庫にて登録をお願いします。

(郵送での手続きも可能です。)

- ④ 第1回目の引落としまでに手続きが完了されない場合は、指定の日までに現金で学校に納入してください。
- ⑤ その他
- ・ 第1回目の振替は4・5月分まとめて、5月に行います。
 - ・ 口座振替の手続きについてご不明な点につきましては、枚方信用金庫甲斐田支店までご連絡ください。

枚方信用金庫甲斐田支店 072-840-3588

(2) 就学援助制度について

枚方市では、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる必要な費用を援助しています。援助を希望される方は、入学式4月4日(木)に申請書をお渡ししますので、必要事項を記入し申請してください。毎年度、申請が必要です。

(対象者)

枚方市内に住所を有し、小学校・中学校に在学する児童・生徒がいる世帯で、その世帯の所得が、

A:認定基準額以下の世帯

B:特別事情のある世帯が対象となります。生活保護を受けている世帯は申請する必要はありません。小学生と中学生がいる世帯で申請書を学校へ提出する場合は、1枚の申請書にまとめて記入の上、小・中学校いずれかに申請してください。

(申請場所)

学校、教育委員会学務課、枚方市役所市民室および各支所

(申請期間)

2024年4月当初～2024年5月中旬まで

(支給対象となるもの)

下の表のとおりです。支給額は2023年度の年額です。

	小 学 校	
	1年生	2～6年生
学用品費等	13,230円	15,500円
新入学学用品費 (当初申請者のみ支給)	54,060円 (入学準備金についての申請書は、昨年10月に教育委員会から新入生保護者宛てに郵送済)	
学校給食費	41,800円	41,800円
実験実習見学費	400円	400円
修学旅行費	実費支給(対象経費のみ)	
校外活動費(宿泊あり)	交通費・見学料のみ	

※ 原則、申請書に記入された預金口座へ振り込まれますが、保護者が学校長に受領を「委任」した場合、または、正当な理由なく学校長数金の滞納がある場合には、学校の口座に振り込まれ、学校を通じて支給することになります。

非常変災時における措置について

枚方市内の学校園における非常変災時の措置について、気象庁より、「**特別警報**」、「**暴風警報**」、「**暴風雪警報**」、「**洪水警報**」、「**土砂災害警戒情報**」、「**校区内避難指示**」が発表・発令されたとき、または**地震発生時**の対応についてお知らせします。ご家庭におかれましては、このプリントを保存し、対応していただきますようお願いいたします。

I 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報における対応

① 午前7時現在

- ・枚方市に**特別警報**が発表されているときは、臨時休校。
- ・枚方市に**暴風警報**、**暴風雪警報**、**洪水警報**が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

② 午前9時現在

- ・枚方市の**暴風警報**、**暴風雪警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第2校時より授業を行います。
(9時10分に集合場所に集合して集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。)
- ・いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

③ 午前10時現在

- ・枚方市の**暴風警報**、**暴風雪警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第3校時より授業を行います。
(10時10分に集合場所に集合して集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。)
- ・いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

④ 登校後

- ・枚方市に**特別警報**が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。
- ・枚方市に**暴風警報**、**暴風雪警報**、**洪水警報**が発表されたときは、原則として学校待機とします。学校が雨量の状況を踏まえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

⇒各ご家庭から提出いただきました【非常変災時における下校について】、記載内容と異なる対応が必要な場合、「引き取り者氏名」に記載している氏名と異なる方が引き渡しのお迎えに来る等の場合は、電話やグループフォーム等で担任にお知らせください。

帰宅後、お子さまが困らないように、ご家庭での対応について事前にお子さまと話し合っておいてください。

⑤ 留守家庭児童会室 ・ 放課後オープンスクエア

- ・特別警報が発表された場合は臨時休室になります。
- ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が午前11時までに解除された場合は、開室になります。
※開室時刻、昼食等の詳細は、それぞれから配布されているプリントをご確認ください。
※当日の緊急対応については、教育委員会放課後子ども課から『コードモン』を通じて各保護者に連絡が入ります。

⑥ 枚方子どもいきいき広場

- ・いきいき広場についても、学校の対応に準じます。

II 土砂災害警戒情報・校区内避難指示における対応

○枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、気象情報及び避難情報により、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の解除時の対応と異なる場合があります。

【例】各種警報が解除されたが、校区内に避難指示が発令されている箇所があり、通学路等の状況から臨時休業を継続する。(又は対象の地域の児童・生徒のみ登校を見合わせる。) その場合は、留守家庭児童会も臨時休室となります。

II 地震発生時における対応

- (1) 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- (2) 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- (3) 保護者への引渡し下校の際は、学校からのメール配信に基づいて、ご対応をお願いします。

震度5弱以上の地震が発生	
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し</p>
下校中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

非常変災時にすぐ確認できるよう、保管下さい。

あそび
遊 び

- ◆管理棟、校舎のうら、学年園、体育館まわりのベランダ、ベランダの床下やみぞ、非常階段、給食室前、ろうかでは遊ばないようにしましょう。
- ◆給食室前、花だんの近くでは、ボール遊びはやめましょう。
- ◆一輪車、竹馬などの遊びの約束、わりあてられた時間を守り、あとかたづけもしっかりしましょう。
- ◆給食が終わってもチャイムが鳴るまでは運動場にでないようにしましょう。
- ◆赤旗が出ているときや雨の日は、運動場で遊ばません。

ほうかご あそび
放 課 後 の 遊 び

- ◆危険な場所(川、池)やゲームセンターには行かないようにしましょう。
- ◆子どもどうして校区外に出ないようにしましょう。(校区にあるお店にも子どもだけでは行かないようにしましょう。)
- ◆放課後、校舎の中には入らないようにしましょう。
- ◆おごる、おごられるのはやめましょう。
- ◆お金を使ったプレゼントの交かんや、カードなどの交かんはしないようにしましょう。
- ◆交通ルールを守り、自転車は安全な乗り方をしましょう。
- ◆携帯・スマホの使い方は、おうちの人とよく相談して、ルールやマナーを守りましょう。

どうこうじかん
登 校 時 間

8時10分から8時20分

げこうじかん
下 校 時 間

帰りの会終了後、すぐに下校しましょう。

(※ただし、居残り等する場合は、ご家庭に連絡後4時30分までとします。)

もちもの
持 ち 物

- ◆1年生は名札をつけ、黄色い帽子をかぶって登校しましょう。また、休み時間の外遊びも黄色い帽子をかぶりましょう。
- ◆持ち物にははっきり名前を書きましょう。
- ◆学校には、いらぬものや授業に集中できなくなるものは持ってこないようにしましょう。(携帯電話、シャープペンシル、ロケット鉛筆、おもちゃ、おかし、キーホルダーなど)
- ◆カイロは持ってきても、出して遊びません。
- ◆ランドセル、かばんなどには、よけいなかざりはつけないようにしましょう。

わすれもの
忘 れ 物

- ◆集団登校のとちゅうや登校後は、とりにかえらない。
- ◆下校後は学校にとりに来ない。
どうしてもとりに来なければならないときは、お家の人と
いっしょに来ましょう。

しょくいんしつ はいかた
職 員 室 の 入 り 方

- ◆かぎを取るときは、前のドアから入ります。
- ◆先生に用事があるときは、何年何組名前を名乗って入ります。

ろうかや階段の歩き方
ろ う か や 階 段 の 歩 き 方

- ◆走らない。
- ◆右がわを通る。

とくべつきょうしつ いどう
特 別 教 室 へ の 移 動

- ◆授業時間内は並んで静かに歩いて移動しましょう。

保護者の方へ

成長過程の子どもにとっての健康面からも、小中学生のパーマや染色、マニキュア、ピアスなどは学校では認めていません。

保護者のみなさまからの声かけ等、ご協力をよろしくお願いします。